

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案要綱

一．総則

1 目的

この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条関係）

2 定義

金融機関等、株式等、株式等の引受け等、子会社、子会社等、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関について、所要の定義規定を設けることとする。

（第2条関係）

二．金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

1 株式等の引受け等に係る申込み

預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下二．において同じ。）から平成20年3月31日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。

機構は、銀行持株会社等から平成20年3月31日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。（第3条関係）

2 経営強化計画

金融機関等又は銀行持株会社等が1 又は の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために1 の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下同じ。）は、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととする。この場合において、1 の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

経営強化計画の実施期間（3年を超えないものであって、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

に掲げる目標を達成するための方策

責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

経営強化計画の終期において に掲げる目標が達成されない場合における経営責任（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。）の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

当該金融機関等又は対象子会社が基準適合金融機関等（主務省令で定める自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等をいう。以下同じ。）でないときは、3 の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

当該金融機関等が 1 の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

銀行持株会社等が 1 の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

その他政令で定める事項

内閣総理大臣は、 により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならないこととする。(第4条関係)

3 株式等の引受け等の決定

主務大臣は、 2 により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、 1 又は の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

経営強化計画に記載された 2 に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

経営強化計画の実施により の目標が達成されると見込まれること。

経営強化計画に記載された 2 に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)が破綻金融機関、経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

経営強化計画を提出した金融機関等が 1 の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

銀行持株会社等が 1 の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

の決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式(議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第222条第4項に規定する議決権制限株式(主務省令で定めるものに限る。))であって、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。5において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、 1 の申込みをした金融機関等又は 1 の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができることとする。

銀行持株会社等が 1 の申込みをした場合において、 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社

等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならないこととする。

その他所要の規定を設けることとする。(第5条関係)

4 経営強化計画の公表

主務大臣は、3 の決定をしたときは、2 により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。)が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでないこととする。(第6条関係)

5 議決権制限株式の発行の特例

商法第222条第5項及び第6項の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が3 の決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなすこととする。

その他所要の規定を設けることとする。(第7条関係)

6 優先出資の発行の特例

優先出資法第3条第2項の規定の適用については、金融機関等が3 の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなすこととする。

その他所要の規定を設けることとする。(第8条関係)

7 経営強化計画の変更

3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、2 により提出した経営強化計画の変更をしようとするときは、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないこととする。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

主務大臣は、 により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があることその他の要件に該当する場合に限り、 の承認をするものとする。

その他所要の規定を設けることとする。(第9条関係)

8 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務大臣に対し、報告を行わなければならないこととする。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等、3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式その他の政令で定める株式等をいう。以下同じ。)又は取得貸付債権(3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下同じ。)の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでないこととする。

主務大臣は、協定銀行が3 の決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経

営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であって当該経営強化計画に従って実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができることとする。

の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、当該取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができることとする。

その他所要の規定を設けることとする。（第10条、第11条関係）

9 経営強化計画の実施期間が終了した後の措置

3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、2 から まで及び に掲げる事項等を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないこととする。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

主務大臣は、 により提出を受けた経営強化計画の実施により当該経営強化計画に記載された2 に掲げる目標が達成されると見込まれることその他の要件に該当する場合に限り、 の承認をするものとする。

その他所要の規定を設けることとする。（第12条関係）

10 株式交換等の認可

3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないこととする。

主務大臣は、株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のもの認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないことその他の要件に該当する場合に限り、 の認可をするものとする。

発行金融機関等が の認可を受けて株式交換等を行ったときは、経営強化計画を実施している金融機関等は、その経営強化計画に代えて、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととする。

株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する2 に掲げる目標が達成されない場合における の会社の経営管理責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

その他主務省令で定める事項
その他所要の規定を設けることとする。

(第13条関係)

11 合併等の認可

3 の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの(以下「対象金融機関等」という。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下「合併等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないこととする。

主務大臣は、合併等により当該対象金融機関等の経営の強化が阻害されないことその他の要件に該当する場合に限り、 の認可をするものとする。

対象金融機関等が の認可を受けて合併等を行った場合において、当該対象金融機関等が実施している経営強化計画に係る営業又は事業の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。「承継金融機関等」という。)があるときは、当該承継金融機関等は、2 から まで及び に掲げる事項等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないこととする。

主務大臣は、 により提出を受けた経営強化計画の実施により当該経営強化計画に記載された2 に掲げる目標が達成されると見込まれることその他の要件に該当する場合に限り、 の承認をするものとする。

その他所要の規定を設けることとする。

(第14条関係)

三．金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

1 金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み

機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成20年3月31日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、営業の全部を承継させる会社の分割、会社の分割による営業の全部の承継又は営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名とするものに限る。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。

機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成20年3月31日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。

及び の「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であって、次の から までの場合の区分に応じそれぞれ から までに定めるものをいうこととする。

金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成、株式移転及び営業の一部を承継させる新設分割を除く。)を行う場合 当該金融機関等

金融機関等が特定組織再編成を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関等

イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等

ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場合 当該分割により営業の全部を承継する金融機関等

ハ 金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 営業又は事業の全

部を譲り受ける金融機関等
金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により完全親会社となる銀行持株会社等

金融機関等が営業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等

の「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であって、次の から までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ から までに定めるものをいうこととする。

金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等に該当するものに限る。）を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

金融機関等が特定組織再編成を行う場合 イからハまでに定める金融機関等（当該特定組織再編成により新たに設立されるものを除く。）を子会社とする銀行持株会社等

金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等
(第15条関係)

2 金融組織再編成に係る経営強化計画

金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 又は の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととする。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

経営強化計画の実施期間（3年を超えないものであって、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

金融組織再編成の内容及び実施時期

に掲げる目標を達成するための方策

当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 又は の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（主務省令で定めるものに限る。）でないときは、当該経営強化計画の終期において に掲げる目標が達成されない場合における経営責任（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。）の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

ハ 当該金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、3 の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

ニ 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等及びその子会社等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ホ 当該金融機関等が1 の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ヘ 組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために1 の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。）に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

その他政令で定める事項

金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 又は の申込みをする場合において、当該金融機関等は、当該金融組織再編成の他の当事者が により経営強化計画を提出しているときは、 の経営強化計画に代えて、 から まで及び （口から二までを除く。）に掲げる事項等を記載した経営強化計画を提出することができることとする。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

内閣総理大臣は、2 により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

その他所要の規定を設けることとする。 （第16条、第18条関係）

3 金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等

主務大臣は、2 により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、1 又は の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

経営強化計画に記載された2 に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

経営強化計画の実施により の目標が達成されると見込まれること。

経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等（2 の経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下同じ。）であって、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 又は の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された2 二に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）が破綻金融機関、経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

ニ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続又は金融組織再編成が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（主務省令で定めるものに限る。）でないときは、当該経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

ヘ 経営強化計画を提出した金融機関等が1 の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であって、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が1 又は の申込みをしなかったときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が1 の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

の決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第222条第4項に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。））であって、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）の引受けによるものとする。ただし、1 の申込みをした金融機関等又は1 の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができることとする。

組織再編成銀行持株会社等が1 の申込みをした場合において、の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならないこととする。

主務大臣がの決定をした場合には、2により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）第7条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。）に係る組織再編成促進特別措置法第3条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第3章及び第42条の規定を適用することとする。

その他所要の規定を設けることとする。（第17条関係）

4 金融組織再編成に係る経営強化計画の変更

金融組織再編成に係る経営強化計画の変更について、二．7と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。（第19条関係）

5 金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等について、二．

8と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。

(第20条、第21条関係)

6 金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置

金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置について、二.9と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。(第22条関係)

7 組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等

組織再編成金融機関等の株式交換等の認可について、二.10と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。(第23条関係)

8 組織再編成金融機関等の合併等の認可等

組織再編成金融機関等の合併等の認可について、二.11と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。(第24条関係)

四.協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

1 協同組織中央金融機関の業務の特例等

協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関から当該協同組織金融機関(金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下「対象協同組織金融機関」という。)が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等(取得優先出資等(協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。以下同じ。)のみを信託する信託の受益権等であって政令で定めるものをいう。以下同じ。)の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関(金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)に対し、経営強化計画の提出を求めなければならないこととする。

の経営強化計画は、次の及びに掲げる協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ及びに定める事項のほか、当該協同組織金融機関がの引受け又は貸付けに係る申込みをする場合には当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容(当該協同組織金融機関が基準適合金融機関等でない場合にあっては、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容並びに当該引受け又は貸付けが行われる場合における経営責任の明確化に関する事項)を含むものでなければならないこととする。

協同組織金融機関(に掲げるものを除く。)二.2 から まで及び に掲げる事項等

金融組織再編成を行う協同組織金融機関 三.2 から までに掲げる事項(当該協同組織金融機関が の引受け又は貸付けに係る申込みをする場合にあっては、当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る三.2 イ、ロ及び二に掲げる事項を含む。)等

協同組織中央金融機関は、金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)を行う協同組織金融機関から の引受け又は貸付けに係る申込みを受けた場合において、当該金融組織再編成の他の当事者が に定める事項を記載した経営強化計画を提出しているときは、当該申込みをした協同組織金融機関に対し、当該事項を記載した経営強化計画に代えて、三.2 から まで及び イに掲げる事項、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容等を含む経営強化計画の提出を求めることができることとする。

その他所要の規定を設けることとする。

(第25条関係)

2 信託受益権等の買取りの申込み等

機構は、協同組織中央金融機関から平成20年3月31日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関

と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならないこととする。(第26条関係)

3 経営強化計画等

協同組織中央金融機関が2の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該対象協同組織金融機関が1により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)は、機構を通じて、当該対象協同組織金融機関が1により提出した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととする。

協同組織中央金融機関が2の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないこととする。

当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が1により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が4の決定を受けて行う経営指導の内容
信託受益権等の買取りを求める額及びその内容
その他政令で定める事項 (第27条関係)

4 信託受益権等の買取りの決定

主務大臣は、3及び1により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、2の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

経営強化計画を提出した協同組織金融機関が2の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について1に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 二.3 から までに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

経営強化計画を提出した協同組織金融機関が2の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について1に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるとき又は当該取得優先出資等について1により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された三.2 に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画の実施によりイの目標が達成されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

三.3 イからハまでに掲げる要件に該当すること。

当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ホ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関でないときは、三.3 イ及びロに掲げる要件に該当すること。

経営強化計画を提出した協同組織金融機関が2の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について1に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された三.2 に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画の実施によりイの目標が達成されると見込まれること。

- ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ニ 三． 3 イ及びロに掲げる要件に該当すること。
- ホ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関の金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。
- 3 により提出された経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。
- イ 経営強化指導計画の実施が 2 の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関から 3 により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。
- ロ 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- の決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。
- その他所要の規定を設けることとする。 (第 28 条関係)

5 経営強化計画等の公表

4 の決定に係る 3 及び により主務大臣が提出を受けた経営強化計画及び経営強化指導計画の公表について、二． 4 と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。 (第 29 条関係)

6 経営強化計画等の変更

信託受益権等の買取りに係る経営強化計画等の変更について、二． 7 と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。 (第 30 条関係)

7 経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置

信託受益権等の買取りに係る経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置について、二． 8 と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。 (第 31 条、第 32 条関係)

8 経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置

信託受益権等の買取りに係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置について、二． 9 と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。 (第 33 条関係)

9 協同組織金融機関の合併等の認可

信託受益権等の買取りに係る経営強化計画を提出した協同組織金融機関等が行う合併等について、二． 11 と同様の規定を設けることとするほか、所要の規定を設けることとする。 (第 34 条関係)

五．預金保険機構の業務の特例等

1 預金保険機構の業務の特例

機構は、預金保険法第 34 条に規定する業務のほか、一． 1 の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができることとする。

協定銀行に対し、協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は債務の保証を行うこと。

協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

から までに附帯する業務を行うこと。

の「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいうこととする。

二． 3 の決定に従い金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等が発行

する株式等の引受けを行うこと。

二．三 の決定に従い金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

三．三 の決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。

三．三 の決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

四．四 の決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。

取得株式等の譲渡その他の処分をすること。

取得貸付債権の譲渡その他の処分をすること。

の買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分をすること。

から までの業務に附帯する業務を行うこと。 (第35条関係)

2 協定

協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならないこととする。

協定銀行は、二．三 の決定に従い株式等の引受け等を行うこと。

協定銀行は、三．三 の決定に従い株式等の引受け等を行うこと。

協定銀行は、四．四 の決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。

協定銀行は、機構による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に対し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。

協定銀行は、 の株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

協定銀行は、 の株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

協定銀行は、 の信託受益権等の買取りを行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

協定銀行は、取得株式等についてこの法律の規定に基づく主務大臣の要請に従い株主又は出資者としての権利を行使すること。

協定銀行は、取得株式等について議決権その他の株主又は出資者としての権利を行使しようとするとき(の要請に従う場合を除く。)は、機構に対し、当該権利を行使することについての承認を申請し、その承認を受けること。

協定銀行は、 の要請に従い の権利を行使したとき又は の承認を受けて の権利を行使したときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分をするよう努めること。

協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をしようとするときは、機構に対し、当該処分をすることについての承認を申請し、その承認を受けること。

協定銀行は、 の承認を受けて取得した株式等、貸付債権又は信託受益権等について譲渡その他の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。 (第36条関係)

3 協定銀行への機構からの通知等

機構は、主務大臣から株式等の引受け等の決定の通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならないこととする。

機構は、協定銀行から株式等の引受け等の報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。 (第37条関係)

4 株式等に係る権利の行使等

機構は、2 又は の申請の承認をするときは、主務大臣等の承認を受けなければならないこととする。

機構は、2 又は の報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣等に報告しなければならないこととする。 (第38条関係)

5 資金の貸付け及び債務の保証

機構は、協定銀行から協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その貸付け又は債務の保証を行うことができることとする。

機構は、協定銀行との間で の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。

(第39条関係)

6 損失の補てん

機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の補てんを行うことができることとする。 (第40条関係)

7 利益の納付及び収納

機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならないこととする。

機構は、協定銀行から納付される金銭を収納することができることとする。

(第41条関係)

8 報告の徴求

機構は、1 の業務(以下「金融機能強化業務」という。)を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができることとする。

(第42条関係)

9 区分経理

機構は、金融機能強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能強化勘定」という。)を設けて整理しなければならないこととする。

(第43条関係)

10 借入金及び預金保険機構債券

機構は、金融機能強化業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れをし、又は預金保険機構債券の発行をすることができることとする。

機構は、 の資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができることとする。

その他所要の規定を設けることとする。

(第44条関係)

11 政府保証

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の金融機能強化業務を行うための借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができることとする。 (第45条関係)

12 金融機能強化勘定の廃止

機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定

を廃止するものとする。

機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならないこととする。(第46条関係)

13 内閣府令・財務省令への委任

五．に定めるもののほか、機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定めることとする。(第47条関係)

六．金融機能強化審査会

1 審査会の設置

金融庁に、本法の規定に基づく事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会(以下「審査会」という。)を置くこととする。

審査会は、本法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、二．又は三．により提出された経営強化計画の履行状況について審議することとする。

(第48条関係)

2 審査会の組織等

審査会は、委員五人以内をもって組織することとする。

委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとする。

委員は、非常勤とすることとする。

審査会に会長一人を置き、委員の互選により選任することとするほか、所要の規定を設けることとする。(第49条、第50条関係)

3 委員の任期

委員の任期は、三年とすることとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとする。

委員の任期は、にかかわらず、1 の政令で定める日に満了することとする。

その他所要の規定を設けることとする。(第51条関係)

4 資料提出の要求等

審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができることとする。(第52条関係)

5 政令への委任

六．に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めることとする。(第53条関係)

七．雑則

1 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、本法の規定によるほか、預金保険法を適用することとする。(第54条関係)

2 その他所要の規定を設けることとする。(第55条～第57条関係)

八．罰則

所要の罰則規定を設けることとする。(第58条～第60条関係)

九．附則

- 1 本法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(附則第1条関係)
- 2 組織再編成促進特別措置法の一部改正
三．及び四．の制度整備に伴い、現行の組織再編成促進特別措置法における組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に係る諸規定を削除する等、所要の規定の整備を行うこととする。
(附則第2条関係)
- 3 組織再編成促進特別措置法の一部改正に伴う経過措置について所要の規定を設けることとする。
(附則第3条～第5条関係)
- 4 その他経過措置等について所要の規定を設けることとする。 (附則第6条～第8条関係)